９－13 つくば市放課後児童室運営業務委託
（秀峰筑波・学園の森・みどりの学園・みどりの南）
公募型プロポーザル実施要領

１　趣旨

放課後児童室（以下「児童クラブ」という。）とは、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第６条の３第２項の規定に基づき、小学校に就学している児童であって、その保護者が就労等により昼間家庭にいないものにつき、放課後等に遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的とする事業（放課後児童健全育成事業）であり、仕事と子育ての両立支援や児童の健全育成の観点から重要な役割を担っている。

秀峰筑波、学園の森、みどりの学園及びみどりの南小学校の放課後児童クラブの運営について、市の職員による管理・統制の下で、安定した運営体制の確保とサービスの質の向上を目的として、安定した経営基盤、高い専門性及び豊富なノウハウを有する事業者へ運営業務委託を行う。

これらを踏まえ、価格のみではなく事業者に係る業務実績、専門性、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結するため、公募型プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者を選定するものとする。

２　業務概要

(1) 委託業務名

９－13 つくば市放課後児童室運営業務委託（秀峰筑波・学園の森・みどりの学園・みどりの南）

(2) 履行場所

ア　名称：秀峰筑波児童クラブ
　　所在地：〒300-4231　つくば市北条 5029 番地２
　　施設状況：学校隣接地　専用施設（１棟）

イ　名称：学園の森児童クラブ
　　所在地：〒305-0816　つくば市学園の森２丁目 15 番地１
　　施設状況：学校隣接地　専用施設（２棟）

ウ　名称：みどりの学園児童クラブ
　　所在地：〒305-0882　つくば市みどりの中央 12 番地１

施設状況：学校隣接地　専用施設（２棟）

エ　名称：みどりの南小学校児童クラブ

所在地：〒305-0884　つくば市みどりの南 107 番地２

施設状況：学校隣接地　専用施設（１棟）

(3) 履行期間

ア　契約期間

契約締結の翌日から令和 14 年（2032 年）３月 31 日まで

イ　準備期間

契約締結の翌日から令和９年（2027 年）３月 31 日まで

当期間は、本業務を履行するための準備期間とする。

ウ　履行期間

令和９年（2027 年）４月１日から令和 14 年（2032 年）３月 31 日まで

(4) 業務内容

２－(2)ア～エの履行場所において、市職員の監督のもと、受託者は、「９－13 つくば市放課後児童室運営業務委託（秀峰筑波・学園の森・みどりの学園・みどりの南）仕様書」に掲げる業務を行うものとする。

(5) 予算（見積限度額）

ア　見積限度額

1,749,185,000 円（非課税）（５年間）

ただし、年度ごとの限度額を以下のとおりとする。

令和９年度　 349,837,000 円

令和 10 年度　349,837,000 円

令和 11 年度　349,837,000 円

令和 12 年度　349,837,000 円

令和 13 年度　349,837,000 円

イ　見積書の積算する必要のある経費

(ｱ) 職員人件費

放課後指導員、補助員、臨時職員、加配職員人件費等

(ｲ) 管理費

運営管理責任者人件費相当

(ｳ) 物件費

消耗品、事務用品、通信費、保険、研修費

(ｴ) その他業務に必要な経費

ウ　委託料として積算する必要のない経費

（ｱ）光熱水費、市が設置した施設内固定電話料金及びシステム通信費

（ｲ）施設、設備、備品の維持経費（軽微な修繕に係るものを除く。）

（ｳ）昼食、おやつにかかる経費

３　参加形態

単体とする。

４　参加資格要件

（1）この公募開始の日から契約締結までの日において、次の要件を満たしていること。

ア　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第 1 項に規定する者に該当しないこと。

イ　地方自治法施行令第 167 条の４第２項の規定に基づくつくば市の入札参加の制限を受けていないこと。

ウ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団でなく、かつ、役員が茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第２条第３号に規定する暴力団員等でないこと。

エ　茨城県建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成６年７月 14 日付け監第 692 号)、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準又はつくば市入札参加指名停止等措置要綱（平成６年つくば市告示第 15 号）に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。

オ　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。ただし、申立てをしている場合であっても、更生手続開始決定後又は再生手続開始決定後につくば市が一般競争入札参加資格の再認定をしたときは、この限りでない。

カ　次の国税及び地方税に未納がないこと。

（ｱ）法人の場合

国税（法人税、消費税）、本店所在地分の都道府県税（法人県民税、法人事業税）

（ｲ）個人事業主の場合

国税（所得税、消費税）、本店所在地分の都道府県税（個人事業税）

キ　つくば市内又は隣接する市町村に本店、支店又は営業所を有していること。

(2) この公募の日において、次の要件を満たしていること。

ア　以下の項目を全て満たしている者

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に規定する地方公共団体と元請として継続３年以上の放課後児童室の運営業務委託の契約を締結し、履行した実績（継続して３年を超える契約を締結し、現に当該契約を履行している場合にあっては、３年以上履行した実績）を有すること。

５　参加申込方法

(1) 提出書類

ア　プロポーザル参加意向表明書（様式１）

イ　参加資格に関する誓約書（様式２）

ウ　本店所在地の都道府県税、所得税（個人事業主の場合に限る。)、法人税及び消費税の各納税証明書（令和５年から令和７年までに滞納がないことを証明する書類)：写し可

エ　商業・法人登記簿謄本又は登記事項証明書又は開業届：写し可

オ　法人の定款：写し可

（個人事業主の場合は事業内容の分かるパンフレット等）

カ　「４　参加資格要件」(2)の実績が確認できる契約書等の写し

(2) 提出部数

正本 1 部、副本 1 部の合計２部提出すること。

(3) 提出期間

令和８年（2026 年）11 月４日（水）午前８時 45 分から

令和８年（2026 年）11 月 13 日（金）午後４時 30 分まで

(4) 提出先

つくば市こども・保健部こども育成課居場所支援係

(5) 提出方法

以下のいずれかの方法で提出すること。

ア　事前に電話で来庁日を連絡し、持参により提出

（受付時間は、祝日を除く月曜日から金曜日までの午前８時 45 分から午後４時 30 分までとする。）

イ　令和８年（2026 年）11 月 13 日（金）必着とし、郵送で提出

(6) 辞退について

応募申込をした後に応募を辞退するときは、応募辞退届出書（様式４）を令和８年（2026 年）11 月 13 日（金）までに提出すること。

６　提案書内容及び作成方法

(1) 提出書類

ア　応募申込書（様式５）
イ　誓約書（様式６）
ウ　企業理念に関する提案書（様式７）
エ　経営状況に関する報告書（様式８）
オ　業務実績及び受託体制に関する提案書（様式９）
カ　業務実績又は民間放課後児童クラブの開設実績一覧（様式９関係）
キ　業務遂行能力に関する提案書（様式 10）
ク　支援員等の雇用に対する待遇に関する提案書（様式 11）
ケ　安全対策・危機管理に関する提案書（様式 12）
コ　保護者・学校・地域等との連携に関する提案書（様式 13）
サ　コスト削減に対する取組に関する提案書　（様式 14）
シ　見積書　（様式 15）
ス　見積書設計内訳書　（様式 15 関係）
ス　決算書（令和５年度及び令和６年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書））
セ　会社案内のパンフレット等

(2) 受理の取消

応募した事業者が、応募受付の提出日から委託事業者の決定日までの間に、次のいずれかに該当した場合は受理を取り消し、審査及び選定の対象から除外する。

ア　応募書類に虚偽の内容が記載されている場合
イ　応募の採否の働きかけを行う目的で、申込者又はその関係者が直接又は間接に本市職員等と接触を持った場合

(3) その他提出にあたっての留意事項

ア　提出書類はＡ４縦型フラットファイルに左綴じとし、様式毎にインデックスを貼ること。
イ　提出された書類は、返却しない。

ウ　書類提出にかかる費用は、申込者の負担とする。

(4) 辞退について

プロポーザル参加資格審査結果通知書が届いた後に応募を辞退するときは、応募辞退届出書（様式４）を令和８年（2026 年）12 月７日（月）までに「７(4)提出方法」により提出すること。

７　提案書の提出方法

(1) 提出部数

正本 1 部、副本 11 部の合計 12 部提出すること。

(2) 提出期間

令和８年（2026 年）11 月 17 日（火）午前８時 45 分から

令和８年（2026 年）12 月７日（月）午後４時 30 分まで

(3) 提出先

つくば市こども・保健部こども育成課居場所支援係

(4) 提出方法

以下のいずれかの方法で提出すること。

ア　事前に電話で来庁日を連絡し、持参により提出

（受付時間は、祝日を除く月曜日から金曜日までの午前８時 45 分から午後４時 30 分までとする。）

イ　令和８年（2026 年）12 月７日(月)必着とし、郵送で提出

８　参加資格審査結果

参加資格の確認を行い、令和８年（2026 年）11 月 17 日（火）にプロポーザル参加資格審査結果通知書を郵送により通知する。

なお、参加資格を満たしていないと判断された者は、その理由について、審査結果が届いた日から令和８年（2026 年）11 月 24 日（火）までに、電子メールにて説明を求めることができる。

電子メールアドレス：wef042@city.tsukuba.lg.jp

９　審査方法

(1) 選定委員会の設置

透明性及び公平性を確保し適正に事業者を選定するため、つくば市放課後児童室運営業務委託候補者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置し、

選定委員会において企画提案書提出者のプレゼンテーションにより、企画提案書の審査及び評価を実施し、本業務の履行に最も適した候補者を選定する。

(2) 候補者の選定方法等

ア　応募申込書（様式５）及び添付書類による審査及びプレゼンテーションを実施し、総合的に評価し候補者を選定する。

イ　審査基準は、９-(4)に掲げる項目により、選定委員会の委員長及び各委員が採点して審査するものとする。

ウ　候補者の選定は、委員長及び各委員が提案者毎の評価点の合計で順位をつけ、原則として第１順位の最も多い者を候補者として選定する。なお、第１順位の最も多い者が２者以上あるときは、審査項目について次の順序により比較し、順位を決定する。

(ｱ) 全ての評価項目の委員長及び各委員の評価点の合計

(ｲ) 運営力評価に関する項目の委員長及び各委員の評価点の合計

(ｳ) 法人評価に関する項目の委員長及び各委員の評価点の合計

(ｴ) 金額評価に関する項目の委員長及び各委員の評価点の合計

(ｵ) その他の評価に関する項目の委員長及び各委員の評点の合計

エ　第２順位以降で同一の順位の者が複数あった場合は、上記ウの規定を準用し、その順位を決定する。

オ　委員長及び各委員の評価点の平均点が 50 点未満の申込者は、原則として候補者に選定しない。但し、全ての申込者が前段に該当した場合、選定委員会は、第１順位の申込者を候補者として選定するか、当審査における選定者なしとするかを協議し、決定する。

カ　業務委託予定者は、選定委員会の選定結果に基づき、市長が決定する。

キ　選定の結果、委託予定者なしとする場合もある。

(3) プレゼンテーションの方法

ア　実施日

令和８年（2026 年）12 月 15 日（火）を予定

※正式な日時や集合場所等の詳細は別途通知する。

イ　実施場所　つくば市役所本庁舎

ウ　実施時間

１事業者につき 40 分以内

（プレゼンテーション 20 分以内、質疑応答 20 分以内）

※なお、応募者多数の場合には、実施時間を変更する場合がある。

エ　出席者

原則３人以内とする。

また、可能な限り運営責任者候補が出席し、各委員からの質問に回答すること。運営責任者候補が出席できない場合は、出席者が行うこととする。

オ　審査

非公開とする。

カ　留意事項

(ｱ) プレゼンテーションは、事前に提出した企画提案書の内容による他、パワーポイント等を用いて実施することを許可するが、追加提案や追加資料の配布は認めない。

(ｲ) プロジェクターやスクリーン等については市において用意するが、パソコンは出席者が用意すること。

(ｳ) 持ち込んだ機材が正常に動作しない場合や、故障などによる使用制限が発生した場合の対応を想定しておくこと。

(4) 審査の基準

プロポーザルの審査基準の概要は次のとおりとする。

評価項目	評価の視点
企業評価 （法人に関する事項） 【20点】	・放課後児童健全育成事業の業務に対する基本的な考え方（５点） ・放課後児童健全育成事業の業務に取り組む意欲（５点） ・経営母体の財政健全性（５点） ・放課後児童健全育成事業業務の業務実績及び受託体制（５点）

技術力評価 （放課後児童室運営に関する事項） 【70点】	・本部による運営面のサポート体制や方策（５点） ・放課後児童健全育成事業の専門性、サービス水準（５点） ・安定的なサービスの提供に関する実施方針（５点） ・支援員等※の配置を含めた運営の組織体制（５点） ・支援員等の雇用確保及び採用計画（５点） ・支援員等の経験年数等に応じた賃金改善策（５点） ・支援員等の人材育成及び研修体制（５点） ・支援員等の勤務体制と健康管理体制（５点） ・支援員等の休暇の確保及び代替員確保体制（５点） ・児童の出欠席連絡や登降所の管理（５点） ・事故発生時の対応、予防の体制（５点） ・災害発生時の対応、感染症対策（５点） ・保護者との情報共有、保護者からの相談、要望、苦情等への対応、ニーズ把握の方法（５点） ・運営における学校や地域との連携体制の構築、地域人材の参画のための取組（５点） ※支援員等…放課後児童支援員及び補助員を含む本業務に従事する職員
金額評価 【10点】	・コスト縮減の取組（５点） ・見積金額（５点）

10　審査結果

(1) 選定結果の通知

選定結果については、プレゼンテーション審査に参加した全ての申込者に対し、令和８年（2026 年）12 月 21 日（月）（予定）に文書により通知する。

なお、選定されなかった者は、その理由について、審査結果が届いた日から令和８年（2026 年）12 月 28 日（月）午後４時 30 分まで説明を求めることができる。方法は、「８　参加資格審査結果」と同様とする。

(2) 決定事業者の公表等

決定事業者名等を「つくば市プロポーザル方式による契約の相手方の選定に関するガイドライン」に基づき公表する。

11　日程

実施内容	実施期日
プロポーザル実施の公表	令和８年（2026年）11月４日（水）
実施要領に関する質疑受付	令和８年（2026年）11月４日（水）～ 令和８年（2026年）11月９日（月）
質疑回答	令和８年（2026年）11月11日（水）
参加申込書の受付	令和８年（2026年）11月４日（水）～ 令和８年（2026年）11月13日（金）
参加資格審査結果の通知	令和８年（2026年）11月17日（火）
参加資格を満たしていないと判断された者の審査結果に対する説明の要求期限	参加資格審査結果通知書が届いた日～ 令和８年（2026年）11月24日（火）
企画提案書の受付	令和８年（2026年）11月17日（火）～ 令和８年（2026年）12月７日（月）
仕様書及び企画提案書に関する質疑受付	令和８年（2026年）11月17日（火）～ 令和８年（2026年）11月24日（火）
質疑回答	令和８年（2026年）11月30日（月）
選定委員会の開催 プレゼンテーションの実施	令和８年（2026年）12月15日（火）予定
審査結果の通知	令和８年（2026年）12月21日（月）予定
選定されなかった者の審査結果に対する説明の要求期限	公募型プロポーザル選定結果通知書が届いた日～ 令和８年（2026年）12月28日（月）
契約締結	令和９年（2027年）１月中（予定）

上記スケジュール表のほか、時間指定等について詳細記載部分を確認しておくこと。

12　質疑・回答

(1) 受付期間

ア　実施要領に関する質疑

令和８年（2026 年）11 月４日（水）午前８時 45 分から

令和８年（2026 年）11 月９日（月）午後４時 30 分まで

イ　仕様書及び企画提案書に関する質疑

令和８年（2026 年）11 月 17 日（火）午前８時 45 分から

令和８年（2026 年）11 月 24 日（火）午後４時 30 分まで

(2) 提出方法

電子メールで、質問書（様式３）を以下のメールアドレスに送信すること。

必ず電話で「つくば市放課後児童室運営業務委託質問書」を送信した旨を伝え、担当部署に着信したことを確認すること。なお、口頭による質問は受付しない。

電子メールアドレス：wef042@city.tsukuba.lg.jp

(3) 回答方法

質問のあった事業者には、質疑回答期日までに、電子メールで回答する。

また、質問及びその回答を回答期日にホームページに掲載する。

13　受託候補者との協議・契約

選定された受託候補者と本市との間で委託条件等に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成し、事業委託に係る契約を締結する。

なお、受託候補者と本市との協議が整わない場合、または受託候補者が委託事業を遂行することが困難となる場合は、原則として次点候補者と協議を行う。

また、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。

14　失格事項

次の各号いずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(2) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

(3) 提出された見積書の見積金額が予算（見積限度額）を超えている場合

(4) 契約締結日までに、「４　参加資格要件」に定める資格要件を満たさなく

なったことが判明した場合

15　提出書類の取扱い

（1）本審査以外では、無断で使用しないものとする。

（2）提出後における差し替え及び再提出は認めない。

（3）審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

（4）提出書類等は返却しない。

16　その他実施上の留意事項

（1）参加者が１者のみの場合においても、審査を行うものとする。

（2）企画提案書の提出は１者につき１案のみとする。

（3）提出書類の作成及び提出等に係る一切の費用は、申込者の負担とする。

（4）つくば市から受領した資料は、つくば市の了解なく公表及び使用できない。

（5）業務の実施に関し必要な事項等は、両者が協議して決定するものとする。

（6）本プロポーザルに係わる情報公開請求があった場合は、つくば市情報公開条例（平成 27 年つくば市条例第 27 号）に基づき、同条例第５条に規定する不開示情報を除き、第三者に開示することができるものとする。

17　担当部署（問合せ先）

〒305-8555　茨城県つくば市研究学園一丁目１番地１

つくば市こども・保健部こども育成課居場所支援係

TEL:029-883-1111　FAX:029-828-5904

E-mail:wef042@city.tsukuba.lg.jp